平成２２年（フ）第１９１６号
横浜市青葉区みたけ台17番地９　第一スカイハイツ101
債務者　新谷　正範
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９２１号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目２番地の22　湘南Ｔｗｅｎｔｙ２―102
債務者　新垣シルビアこと　カナシロ　シルビア　リリアナ
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４６号
静岡県湖西市新居町中之郷1069番地の３
債務者　小吉　　正
１　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木1738番地２
債務者　北崎フクエ
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月３日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第４０号
熊本県人吉市蟹作町1245番地１蟹作団地１棟３階４号
債務者　川口　浩幸
１　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５８号
長野県飯田市座光寺1230番地３
破産者　岩谷　常一
１　決定年月日　平成22年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第７３号
兵庫県朝来市山東町矢名瀬町629番地、前住所京都市伏見区竹田西桶ノ井町117番地
破産者　瀧野歯科医院こと　瀧野登志彦
１　決定年月日　平成22年７月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
福島県大沼郡会津美里町福重岡字八重松前92番地
破産者　佐藤　正義
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2422番地21、住民票上の住所長野県佐久市小田井986番地
破産者　関口　澄夫
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第３１８８号
名古屋市千種区千代が丘１　千代が丘団地108―704、開始決定時の住所名古屋市名東区赤松台707番地
破産者　浅野　　學
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６１６号
名古屋市熱田区三本松町22番５―106号　神宮東パークハイツ
破産者　佐野　秋雄
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１１号
愛知県常滑市西之口４丁目11番地の11
破産者　髙橋　　明
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２４号
広島県江田島市能美町鹿川4605番地13
破産者　静間　直基
１　決定年月日　平成22年７月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２０年（フ）第３７０２号
札幌市中央区南６条西22丁目３番25―202号、開始決定時の住所北海道日高郡新ひだか町静内山手町２丁目13番16号
破産者　宮内　正壽
１　決定年月日　平成22年７月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３７０３号
札幌市中央区南６条西22丁目３番25―202号、破産開始決定時の住所北海道日高郡新ひだか町静内緑町６丁目４番61号
破産者　宮内　裕朗
１　決定年月日　平成22年７月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０２号
札幌市豊平区月寒東３条９丁目８番１―201号
破産者　坪井　善男
１　決定年月日　平成22年７月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部